最終更新日:2015年11月9日
大成建設株式会社
代表取締役社長 村田 誉之
問合せ先:経営企画部長 亀澤 靖
証券コード:1801
http://www.taisei.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

・当社は「人がいきいきとする環境を創造する」というグループ理念(追求し続ける目的、目指す姿)のもとで、人と自然との調和を重視し社会基盤や産業基盤などの形成に貢献することで社会から信頼される企業を目指しております。
・また、「自由闊達」、「価値創造」、「伝統進化」という3つの「大成スピリット」(グループ全役職員が大切にする考え方)、及び「グループ行動指針」(組織としての行動の基本原則、及びグループの役職員等が積極的に実践すべき又は厳守すべき行動・判断の基準)のもとで、建設業を中核とする事業において優れた品質とサービスを合理的な価格で提供すること、またお客様の様々な問題を解決することにより社会に貢献してまいります。
・当社は、企業としての持続的な発展を図り社会からの信頼を獲得するため、経営における意思決定の迅速性、的確性、公正性及び透明性を確保することを、コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方としております。
・上記の基本的な考え方を、コーポレートガバナンス・コードの各原則への対応を踏まえて具体化した当社の「コーポレートガバナンス基本方針」を、当社ホームページで公表しておりますので、ご参照願います。
http://www.taisei.co.jp/about_us/corp/pdf/governance_basic_policy.pdf

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則4-2-1】(経営陣の報酬)
経営陣の報酬の中長期的な業績との連動や自社株報酬の制度は、現時点では導入しておりませんが、引き続きその効果の検証を行い、効果が見込める場合は導入を検討致します。

【補充原則4-11-3】(取締役会全体の実効性の分析・評価)
取締役は、今後毎年度、各取締役の職務の遂行状況及び取締役会の実効性について自己評価を行います。
また、取締役会は、各取締役の自己評価を参考にしつつ、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示します。
上記結果の概要につきましては、翌年度の取締役会運営に活かしていきます。
なお、上記結果の概要は、2015年度分(2016年6月開示予定)から開示します。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-3】(資本政策の基本的な方針)
当社は、安定的かつ持続的な成長を可能にするため、強固な財務基盤の維持向上に努めます。
かかる強固な財務基盤の維持向上を前提として、長期的な安定配当を基本方針としながら、配当性向とROEを指針として資本効率に配慮し、ステークホルダーに適正に利益を還元してまいります。

【原則1-4】(いわゆる政策保有株式)
1. 政策保有に関する方針
当社は、重要な取引先との長期的・安定的な相互協力関係を構築・強化し、当社の競争力・収益力の向上を図ることを目的として、いわゆる政策保有株式を保有しております。なお、保有総額については、一定の財務規律を保つべく上限値を定めております(当社が保有する主な政策保有株式については、有価証券報告書をご参照ください)。
http://www.taisei.co.jp/MungoBlobs/985/882/15504.pdf
2. 取締役会での保有の経済合理性等の検証
政策的に保有する株式のうち主要な銘柄については、取締役会において、政策保有に関する方針との整合性及びリターン・リスクを踏まえた中長期的な経済合理性・将来見通しを継続的に検証しております。
3. 議決権行使の基準
政策保有株式に係る議決権については、企業価値の向上に資するか否かの観点から、適切に行使します。

【原則1-7】(関連当事者間の取引)
・当社は、取締役・執行役員や主要株主等との取引について、その重要性や性質に応じ、事前に取締役会に付議することを「取締役会規則」・「取締役会規則運用基準」に規定し、適正な手続により審査・承認を得ることとしております。

【原則3-1】(情報開示の充実)
(1)会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画
グループ理念、経営計画等から構成される当社の「理念体系」は、当社ホームページで公表しておりますので、ご参照願います。
http://www.taisei.co.jp/about_us/corp/rinen/index.html

(2)本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
1. 基本的な考え方
当社のコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方は、本報告書の「I.1.基本的な考え方」に記載しておりますので、ご参照願います。
2. 基本方針
コーポレートガバナンス・コードの各原則への対応を踏まえた、当社の「コーポレートガバナンス基本方針」は、当社ホームページで公表しておりますので、ご参照願います。

http://www.taisei.co.jp/about_us/corp/pdf/governance_basic_policy.pdf

(3)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
1. 方針
業務を執行する取締役及び執行役員の報酬は、固定報酬と業績連動報酬で構成しております。
業務を執行しない取締役の報酬は、固定報酬としております。
2. 手続
取締役及び執行役員に係る報酬体系及び当該体系に基づく個別報酬の額は、取締役会内に設置した「報酬委員会」で審議の上、取締役会で決定します。

(4)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
1. 方針
取締役・監査役候補の指名及び執行役員の選任は、個々の経歴、業績や人間性、知識、経験、能力等の全体のバランスを考慮して行います。
2. 手続
取締役・監査役候補の指名及び執行役員の選任は、取締役会内に設置した「役員人事委員会」で審議の上、取締役会で決定します。

(5)取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明
1. 取締役候補
社外取締役候補の指名を行った際の個々の指名理由は、株主総会招集ご通知、有価証券報告書及び本報告書の「II.1.【取締役関係】会社との関係(2)」に記載しておりますので、ご参照願います。
〔株主総会招集ご通知〕http://www.taisei.co.jp/MungoBlobs/212/167/155kabunushituchi.pdf
〔有価証券報告書〕 http://www.taisei.co.jp/MungoBlobs/985/882/15504.pdf
社内取締役候補の指名を行った際の個々の指名理由は、次のとおりです。
・山内 隆司 代表取締役(2015年6月重任)
建築総本部長、社長室長を歴任する等、その豊富な経験に基づく高い専門的知見を有し、当社の業務全般を熟知しております。2007年4月より、代表取締役社長として経営の指揮を執り、業績の向上に大きな功績を残すとともに、取締役会議長として、取締役会を適切に運営してきました。このような実績から、更なる企業価値の向上を担う取締役としての任に相応しい人物と判断し、引き続き取締役候補として指名しました。
・村田 誉之 代表取締役(2015年6月重任)
建築総本部長、住宅関連子会社の社長を歴任する等、その豊富な経験に基づく高い専門的知見を有し、当社の業務全般を熟知しております。2013年6月には取締役に就任し、2015年4月からは代表取締役社長として経営の指揮を執るとともに、取締役会議長として、取締役会を適切に運営しております。このような実績から、更なる企業価値の向上を担う取締役としての任に相応しい人物と判断し、引き続き取締役候補として指名しました。
・台 和彦 代表取締役(2015年6月重任)
土木営業本部長、営業総本部長を歴任する等、その豊富な経験に基づく高い専門的知見を有し、当社の業務全般を熟知しております。2013年6月には取締役に就任し、2015年4月からは代表取締役として、取締役会運営に携わってきました。このような実績から、更なる企業価値の向上を担う取締役としての任に相応しい人物と判断し、引き続き取締役候補として指名しました。
・桜井 滋之 代表取締役(2015年6月重任)
経理部長、管理本部長を歴任する等、経理・財務等の分野における豊富な経験に基づく高い専門的知見を有し、当社の業務全般を熟知しております。2013年6月には取締役に就任し、2015年4月からは代表取締役として、当社の取締役会運営に携わってきました。このような実績から、更なる企業価値の向上を担う取締役としての任に相応しい人物と判断し、引き続き取締役候補として指名しました。
・堺 政博 取締役(2015年6月重任)
横浜支店長、建築営業本部長、営業総本部副本部長を歴任する等、その豊富な経験に基づく高い専門的知見を有しております。2013年6月には取締役に就任し、取締役会運営に携わってきました。このような実績から、更なる企業価値の向上を担う取締役としての任に相応しい人物と判断し、引き続き取締役候補として指名しました。
・田中 茂義 取締役(2015年6月新任)
九州支店長、社長室長を歴任した後、2015年4月から土木本部長として、その豊富な経験に基づく高い専門的知見を活かし、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や見識を踏まえ、更なる企業価値の向上を担う取締役としての任に相応しい人物と判断し、取締役候補として指名しました。
・吉成 泰 取締役(2015年6月新任)
2012年4月より、医療福祉営業本部長として、その豊富な経験に基づく高い専門的知見を活かし、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や見識を踏まえ、更なる企業価値の向上を担う取締役としての任に相応しい人物と判断し、取締役候補として指名しました。
・矢口 則彦 取締役(2015年6月新任)
中国支店長の後、2015年4月から建築総本部長として、その豊富な経験に基づく高い専門的知見を活かし、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や見識を踏まえ、更なる企業価値の向上を担う取締役としての任に相応しい人物と判断し、取締役候補として指名しました。
2. 監査役候補
社外監査役候補の指名を行った際の個々の指名理由は、株主総会招集ご通知、有価証券報告書及び本報告書の「II.1.【監査役関係】会社との関係(2)」に記載しておりますので、ご参照願います。
〔株主総会招集ご通知〕http://www.taisei.co.jp/MungoBlobs/212/167/155kabunushituchi.pdf
〔有価証券報告書〕 http://www.taisei.co.jp/MungoBlobs/985/882/15504.pdf
社内監査役候補の指名を行った際の個々の指名理由は、次のとおりです。
・阿久根 操 監査役(2015年6月新任)
経理部長、管理本部長、代表取締役副社長等を歴任し、財務・会計をはじめとした豊富な経験に基づく高い専門的知見を有し、当社の業務全般を熟知しております。このような実績から、当社監査役監査の充実を担うに相応しい人物と判断し、監査役候補として指名しました。
・松山 隆史 監査役(2015年6月新任)
東京支店管理部長、本社監査部長等を歴任し、豊富な経験に基づく高い専門的知見を有しております。このような実績から、当社監査役監査の充実を担うに相応しい人物と判断し、監査役候補として指名しました。

【補充原則4-1-1】(経営陣に対する委任の範囲)
取締役会は、「取締役会規則」及び「取締役会規則運用基準」において、取締役会への付議・報告を必要とする重要な業務執行の範囲を定めております。
上記以外の業務執行に関して、取締役会は「社長稟議要綱」「職務権限規程」「業務分掌規程」を定め、当該業務執行の決定権限を、社長や当該業務の所管本部長である業務執行取締役や執行役員等に対して、重要性の程度を踏まえて委任しております。

【原則4-8】(独立社外取締役の有効な活用)
当社においては、現在、取締役10名中2名の独立社外取締役が選任されております。
独立社外取締役は、取締役会において、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促すため、経営者としての知見に基づいた客観的な意見を述べるとともに、当社の業務執行の状況に関する説明を適宜求めており、業務執行に対する監督機能の強化にも貢献していると考えております。

【原則4-9】(独立社外取締役の独立性判断基準及び資質)
取締役会は、「コーポレートガバナンス基本方針」第18条において、社外取締役の独立性判断基準を定めておりますので、ご参照願います。
http://www.taisei.co.jp/about_us/corp/pdf/governance_basic_policy.pdf

【補充原則4-11-1】(取締役会の構成・選任手続)
当社では、個々の人間性、知識、経験、能力と、取締役会全体のバランスを念頭に置き、社内取締役8名、社外取締役2名を選任して取締役会を構成することとしております。取締役会において、社内取締役は、当社事業に長年従事してきた豊富な業務経験を活かした意見、そして、社外取締役は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づく客観的な視点からの有用な意見を、それぞれ述べることにより、適切な意思決定及び業務執行の監督の実現を図っています。
当社は、定款において取締役の員数を15名以内としていますが、取締役会における議論の実効性確保の観点から、現時点では10名程度の員数が適切と考えております。
取締役の選任に関する方針・手続については、【原則3-1】(4)の項で開示しております。

【補充原則4-11-2】(取締役・監査役の兼任状況)
取締役及び監査役は、他の上場会社の役員を兼任する場合、その役割及び責務を適切に果たすため、必要かつ合理的な範囲にとどめます。
当社取締役・監査役の重要な兼職の状況及び2014年度開催の取締役会・監査役会への社外取締役・社外監査役の出席状況は、株主総会招集ご通知に記載しておりますので、ご参照願います。
http://www.taisei.co.jp/MungoBlobs/212/167/155kabunushituchi.pdf

【原則4-14-2】(取締役・監査役に対するトレーニングの方針)
取締役及び監査役に対しては、当社の事業に関する監督・監査機能を果たすために必要な研修として、就任時に、関連法令並びに定款、「取締役会規則」及び重要な会社の方針等を定める社内規程に関する研修を実施しております。
また、上記の研修に加え、第三者機関による研修を受講する機会を取締役及び監査役に対して継続的に提供しております。
なお、社外取締役及び社外監査役に対しては、当社グループ及びその事業についての理解を深めるため、必要に応じて、作業所見学会などの施策を実施しております。

【原則5-1】(株主との建設的な対話に関する方針)
株主との建設的な対話を促進するための体制整備及び取組みに関する方針を定めた、当社の「IR方針」は、当社ホームページで公表しておりますので、ご参照願います。
http://www.taisei.co.jp/about_us/corp/pdf/ir_policy.pdf

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	20%以上30%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	87,116,000	7.44
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	68,034,000	5.81
みずほ信託退職給付信託 みずほ銀行口	39,289,000	3.35
大成建設取引先持株会	25,684,000	2.19
大成建設社員持株会	23,640,522	2.02
ザ バンク オブ ニューヨーク メロン エスエー エヌブイ 10	15,803,352	1.35
ステート ストリート バンク ウェスト クライアント トリーティー 505234	15,677,879	1.34
明治安田生命保険相互会社	14,238,990	1.22
HSBC-FUND SERVICES BANK NEGARA MALAYSIA-EQUITY	13,795,000	1.18
三菱地所株式会社	12,133,450	1.04

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部

決算期	3 月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

なし

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
辻　亨	他の会社の出身者								△			
數土 文夫	他の会社の出身者								△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
辻　亨	○	辻氏は、当社の取締役就任前に、大手商社丸紅株式会社の代表取締役社長として経営にあたっていましたが、当社取締役就任以前に同社取締役を退任されています。また、当社は同社と建設工事の請負および資材の調達等の取引実績があるものの、何れの取引も全体に占める割合は僅少であるため、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略します。	大手商社の元代表取締役社長として、企業経営の豊富な経験とその経験に基づく深い知見と卓越した識見を有していることより、グローバルな観点での営業及び管理体制への助言や当社のコーポレート・ガバナンス強化の役割を担う社外取締役の任に相応しいと判断し、選任しています。なお、辻氏は、証券取引所が定める独立性基準に該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しています。
		數土氏は、当社の取締役就任前に、大手鉄鋼メーカーであるジェイエフイーホールディングス株式会社の代表取締役社長として経営にあたっていましたが、当社取締	大手鉄鋼メーカーの元代表取締役社長として、企業経営の豊富な経験とその経験に基づく深い知見と卓越した識見を有していることよ

數土 文夫	○	役就任以前に同社取締役を退任されています。また、当社は同社のグループ会社と建設工事の請負及び資材の調達等の取引実績があるものの、何れの取引も全体に占める割合は僅少であるため、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略します。	り、グローバルな観点での営業及び管理体制への助言や当社のコーポレート・ガバナンス強化の役割を担う社外取締役の任に相応しいと判断し、選任しています。なお、數土氏は、証券取引所が定める独立性基準に該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	役員人事委員会	4	0	4	0	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	4	0	4	0	0	0	社内取締役

補足説明

「役員人事委員会」および「報酬委員会」は、必要に応じて開催されており、事務局は秘書部が担当しています。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	6 名
監査役の人数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人と年7回の定期的な会合を行っています。会計監査人より当年度の監査方針と往査箇所等の監査計画の説明を受け、期中には監査実施状況の報告、期末には監査結果の説明を受けています。また、内部監査部門である監査部とは、定期的に会合を開催し、監査計画の説明を受けるとともに、監査結果の報告を受けるなど緊密な連携を図っています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
前田　晃伸	他の会社の出身者										△			
森地　茂	学者												△	
宮越　極	その他													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
前田　晃伸	○	前田氏は、当社の監査役就任前に、大手金融機関みずほフィナンシャルグループの取締役社長として経営にあたっていましたが、当社監査役就任以前に同社取締役を退任されています。また同社グループは当社の借入先ですが、当社の同社グループに対する借入依存度は顕著なものでないため、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略します。	大手金融機関グループの元取締役社長として、金融機関グループの経営を通じた企業経営並びに財務及び会計の豊富な経験とその経験に基づく深い知見と卓越した識見を有していることより、大所高所からの観点をもって、当社の監査役監査の充実に貢献していただけると判断し、選任しています。なお、前田氏は、証券取引所が定める独立性基準に該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しています。
森地　茂	○	森地氏は、政策研究大学院大学政策研究センター所長を兼任していますが、政策研究大学院大学と当社との間に特別な人的関係、取引関係等はありません。当社は、森地氏が以前に大学院教授を務めていた東京大学に対し、研究目的の寄付を行っていますが、寄付金額は僅少であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略します。	長年にわたる土木工学・社会基盤工学の研究を通じた深い学識とその研究を通じた高い見識を有しており、大所高所からの観点をもって、当社の監査役監査の充実に貢献していただけると判断し、選任しています。なお、森地氏は、証券取引所が定める独立性基準に該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しています。
宮越　極	○	宮越氏は、当社の監査役就任前に、警察関係の要職を歴任しましたが、当社監査役就任前に警察庁を退職しており、また、警察庁と当社との間に特別な人的関係、取引関係等はありません。	長年にわたり警察関係の業務に携わり、リスクマネジメントや危機管理に関する豊富な経験とその経験を通して培われた深い知見と卓越した見識を有しており、当社監査役監査の充実に貢献していただけると判断し、選任しています。なお、宮越氏は、証券取引所が定める独立性基準に該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他

該当項目に関する補足説明

期間業績を反映した報酬体系を採用しています。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役報酬等は2006年6月27日開催の第146回定時株主総会決議に基づく月総額70百万円以内、監査役報酬等は1994年6月29日開催の第134回定時株主総会決議に基づく月総額12百万円以内を限度に当社の事業規模、内容、業績、個々の職務内容や責任などを総合的に考慮して決定しており、業務を執行する取締役の報酬等については業績連動報酬を取り入れた報酬体系としています。なお、取締役報酬等については取締役会の事前審議機関である「報酬委員会」にて検討の上取締役会にて決定し、監査役報酬等については監査役会にて協議の上決定しています。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】 更新

社外取締役については秘書部が、社外監査役については取締役から独立した監査役業務部が補佐業務を担当しています。社外取締役については、原則月1回開催の取締役会の前に、議案に関する資料を担当役員及び秘書部担当者が配付するとともに説明を行っています。社外監査役については、監査役業務部担当者が取締役会の議案につき説明しており、議案の資料の事前配付を行っています。また、社外取締役及び社外監査役に対し、適宜情報提供を行っています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社は、経営の機動性・効率性を確保すると共に、中立的・客観的な監視・監督を実現するために、以下の体制を構築しています。
（1）取締役会・執行役員制度
当社では、従来からの考え方と異なる社外からの視点に基づくアドバイスを得るために、複数の社外取締役を選任しています。また、経営上の意思決定、監督機能と業務執行機能を分離し、各々の機能の活性化を図るため執行役員制度を導入しています。この制度の下、取締役会が経営に関する意思決定と業務執行の監督に専念することで、迅速且つ戦略的な経営を図ると共に、執行役員は、取締役会が決定した基本方針に則り、担当業務において機動的な業務執行を推進しています。

（2）取締役会委員会
取締役会審議の充実・活性化を目的に、重要案件別の事前審議機関として、取締役会内に役員人事委員会（取締役及び執行役員の人事の検討）、報酬委員会（役員報酬の検討）、財務委員会（重要な財産の取得等に関する検討）、CSR委員会（グループ全体のCSR経営の強化の検討）等、各種の取締役会委員会を設置しています。

（3）内部監査、監査役監査、会計監査の状況
当社では、監査役、会計監査人及び内部監査部門である監査部が連携し、適正な監査が実施されています。監査部は、年度監査計画に基づき、経営活動の全般にわたる管理・運営の制度及び業務遂行状況の合法性・合理性に関する内部監査を、グループ会社を含めて実施しています。
監査役は、監査役会において定めた監査方針に従い、取締役会に出席するほか、取締役等から経営状況の報告を聴取するなど取締役から独立して取締役の職務執行の監査を行っています。また、5名中3名を、専門的知見を有し独立性の高い社外監査役とし、中立的・客観的な監視体制を確保しています。監査役会は、原則として毎月1回、その他必要に応じ随時開催され、監査に関する必要事項の報告を受け、協議・決議を行っています。また、監査役の補佐業務を行う部門として、取締役から独立した監査役業務部を設置しています。
会計監査業務は、有限責任 あずさ監査法人が務めており、2014年度の会計監査は同監査法人に所属する公認会計士、山田辰己氏、星長徹也氏、草野和彦氏が執行し、その補助者は公認会計士10名、公認会計士協会準会員4名、その他16名でした。また、主要グループ会社の会計監査業務も有限責任 あずさ監査法人に所属する公認会計士が執行しており、当社の会計監査人と連携し監査を進めています。監査部及び会計監査人は、監査計画・監査結果について随時、監査役会及び経理部等の内部統制部門に対して報告を行っています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営に精通している社外取締役が独立・公正な立場から当社の業務執行を監督し、また専門的な知識・経験を有する社外監査役及び社内に精通した当社出身の常勤監査役が会計監査人及び内部監査部門と連携して監査を実施しており、これらにより当社の業務の適正が担保されていると考え、現在の体制を選択しています。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主が議決権を行使するにあたり、十分な検討期間を確保するために株主総会開催日の3週間以上前に発送しています。
電磁的方法による議決権の行使	株主サービスの一環として、2006年6月に開催の定時株主総会より『電磁的方法による議決権行使』を採用しています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2006年6月に開催の定時株主総会より、株式会社ICJが運営する『機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム』を採用しています。
招集通知（要約）の英文での提供	株主総会招集通知の英訳版を作成し、東京証券取引所に提出するとともに、自社のホームページに掲載しています。
その他	株主総会招集通知を事前にホームページに掲載しています。また、株主総会において事業報告等をビジュアル化し、わかりやすく説明しています。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	「IR方針」を策定しています。 http://www.taisei.co.jp/about_us/corp/pdf/ir_policy.pdf	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	社長自らが出席する決算説明会を年2回（期末、第2四半期）開催。第1、第3四半期はIR 部門が電話会議を開催しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信やデータブックと併せ、決算説明会資料を和文英文ともに掲載しています。 http://www.taisei.co.jp/about_us/ir/index.html またHP 上にIR 部門への問合せ用のフォームを用意しています	
IRに関する部署（担当者）の設置	コーポレート・コミュニケーション部IR室が担当しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	グループ行動指針
環境保全活動、CSR活動等の実施	「TAISEI CORPORATE REPORT」を年1回発行
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	情報開示方針 調達方針 人権方針 IR方針

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、業務を適正かつ効率的に執行していくための体制及び財務報告の信頼性を確保するために、取締役会において「業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針」を次のとおり定めております。

決議の具体的な内容
1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1)取締役は、コンプライアンスの確立が経営の根幹であることを深く自覚し、グループ行動指針をはじめとするコンプライアンスに関する諸規程を率先して誠実に遵守する。
(2)法令等違反行為に対する役職員の懲戒等の厳正化・談合行為防止のための業務体制整備・企業倫理ヘルプライン制度の適切な運用等、コンプライアンス委員会の提言に基づく諸施策や各部門のコンプライアンス教育及び自部門監査(自己監査)の実施等により、役職員等一人ひとりの自覚・自律性を高め、コンプライアンスの徹底を図る。
(3)総務部は、各部門のコンプライアンス活動を指導し、監査部は、各部門との連携を通じて、内部監査の実効性を確保する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
(1)取締役の職務の執行に関する情報の適正な記録・保存、情報漏洩・不正使用の防止、及び情報の有効活用のために、情報に関する諸規程を体系化し、会社の情報の適正な管理体制を整備する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1)リスク管理体制の整備に関する基本方針のもと、品質・安全・環境・コンプライアンス・情報・損益等の主なリスクに対応するための適正な管理体制を整備する。
(2)緊急時・大規模災害発生時の対応については、事業継続性を含めた有事の管理体制を整備する。
(3)各部門は、リスクマネジメント教育の実施等により、組織的なリスクマネジメント能力の向上を図る。
(4)総務部は、全社的なリスクに関するマネジメントを推進し、監査部は、内部監査を通じてリスク管理体制の継続的改善への取り組みを促進する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1)執行役員制度の活用により経営上の意思決定・監督機能と業務執行機能との分離による迅速かつ効率的な経営を推進するとともに、重要案件の事前審議のための取締役会委員会制度や社外取締役制度により、取締役会審議の活性化・実質化を図る。
(2)経営環境の変化に対応し、意思決定の迅速化や職務執行等経営の効率化を図るために、意思決定基準・職務権限規程等を整備する。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1)グループ運営に関する基本規程、運営要綱に基づき、グループ各社から当社への報告につき定める規程がグループ各社において整備されることを推進する。
(2)グループ各社の事業特性に応じ、品質・安全・環境・コンプライアンス・情報・損益・大規模災害等の主なリスクに対応するための社内規程が、グループ各社において整備されることを推進し、グループ各社におけるリスクマネジメント体制を構築する。
また、監査部によるグループ各社の内部監査・法務部等によるグループ会社連絡会議等の実施のほか、グループ各社に対するリスクマネジメント教育の実施を促進するとともに、グループヘルプラインの設置等を通じて、グループ各社のリスクマネジメント体制の実効性を確保する。
(3)グループ全体における各社の機能・役割を明確化し、グループ各社の事業特性や規模に適した機関・組織設計の支援や、グループ内での経営資源の有効活用を図る等、グループ各社の事業への支援・指導及び連携を促進する。
また、グループ各社との意思疎通の円滑化を図り、グループを取り巻く技術・生産・営業・取引等の諸問題への対応に関する相互理解と協調を促進するために、グループ経営会議等を随時実施する。
(4)グループとして、理念(追求し続ける目的、目指す姿)・スピリット(グループ全役職員が大切にする考え方)・行動指針(組織としての行動の基本原則、及びグループの役職員等が積極的に実践すべき又は厳守すべき行動・判断の基準)をはじめとするルールを共有するとともに、グループ各社の事業の特性に応じた社内規程整備を推進し、コンプライアンス体制を構築する。
また、監査部によるグループ各社の内部監査・法務部等によるグループ会社連絡会議等の実施のほか、グループ各社に対するコンプライアンス教育の実施を促進するとともに、グループヘルプラインの設置等を通じて、グループ各社のコンプライアンス体制の実効性を確保する。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
(1)監査役の職務執行を補助する専任の組織としての監査役業務部の部員の任命・異動・評価等については、事前に監査役と人事部長が協議する。
(2)各部門は、監査役業務部の部員に対する監査役からの指示の実効性が確保されるよう適切に対応する。

7. 監査役への報告に関する体制及び当該報告をした者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
(1)監査役が社内及びグループ各社における内部統制の実施状況等を監査するため、役職員等又はグループ各社の役職員等若しくはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告すべき事項を定め、以下の体制を整備する。
1) 監査役が役職員等からいつでも報告を受けることができる体制
2) 監査役がグループ各社の役職員等又はこれらの者から報告を受けた者からいつでも報告を受けることができる体制
3) 企業倫理ヘルプライン及びグループヘルプラインにより役職員等又はグループ各社の役職員等の法令等違反行為を監査役へ報告する体制
(2)前項の報告をした者が、当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けないことを確保する体制を整備する。

8. 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1)取締役は、監査役がその職務の執行について生じた費用の請求をした場合には、監査の実効性を担保するべく適切に対応する。
(2)代表取締役が監査役と定期的会合を持つことにより、監査役監査の環境整備の状況・監査上の重要課題等について意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
(3)監査役と監査部との連係について監査役と監査部長との間で書面を交わし、また監査部及び会計監査人が監査役と定期的会合を持つ等、監査役と緊密な連係を図る。

9. 財務報告の適正性を確保するための体制
(1)財務報告の適正性を確保するための必要な内部統制体制を整備する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方として、「グループ行動指針」に反社会的勢力・団体に対して毅然とした態度で臨むことを明記しており、その整備状況は次の通りです。

（1）対応統括部署及び不当要求防止責任者設置状況について
対応統括部署は、本社においては総務部総務室、支店においては管理部総務室又は管理室としている。また、不当要求防止責任者については本社及び各支店管理部門に1名以上配置している。

（2）外部専門機関との連携状況
必要に応じて所轄警察署、暴力追放運動推進センター等関連諸団体や、弁護士等と連携の上で対応している。

（3）反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況
常時所轄警察署や、所属している地域の暴力追放運動推進センター等への報告や相談による情報収集を行うとともに、断じて反社会的勢力と関わることの無いように厳正に対応している。

（4）取引業者との契約に使用する契約約款の整備状況
反社会的勢力・団体との取引を根絶するため、当社が取引業者との契約に使用する契約約款に、暴力団排除条項を導入している。

（5）対応マニュアルの整備状況
当社イントラネット内で対応マニュアルを掲載し、役職員全体に反社会的勢力に対するスタンス、対応方法等について周知している。

（6）研修活動の実施状況
役職員に対して危機管理研修を行っており、その中で反社会的勢力排除の徹底を教育することに努めている。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

なし

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況】
当社は、金融商品取引法その他関係法令及び証券取引所の諸規則を遵守し、正確かつ公平な情報開示を適切に行えるよう添付の模式図のとおり社内体制を整備しています。
開示情報取扱責任者は、開示担当部門に対し、所管部署より報告を受けた各種会社情報について次の2点を中心に確認点検を実施するよう指示しています。
1. 実施時期
所管部署において生じた事象について、その都度
2. 点検ポイント
(a)報告されている内容が適時開示に係る規則に照らし適切であるか。
(b)報告書の提出時期が適切であるか。
なお、事象によっては、タイムリーディスクロージャーの重要性を勘案し、代表取締役社長の承認により適時開示を行い、その後速やかに取締役会に報告する場合があります。

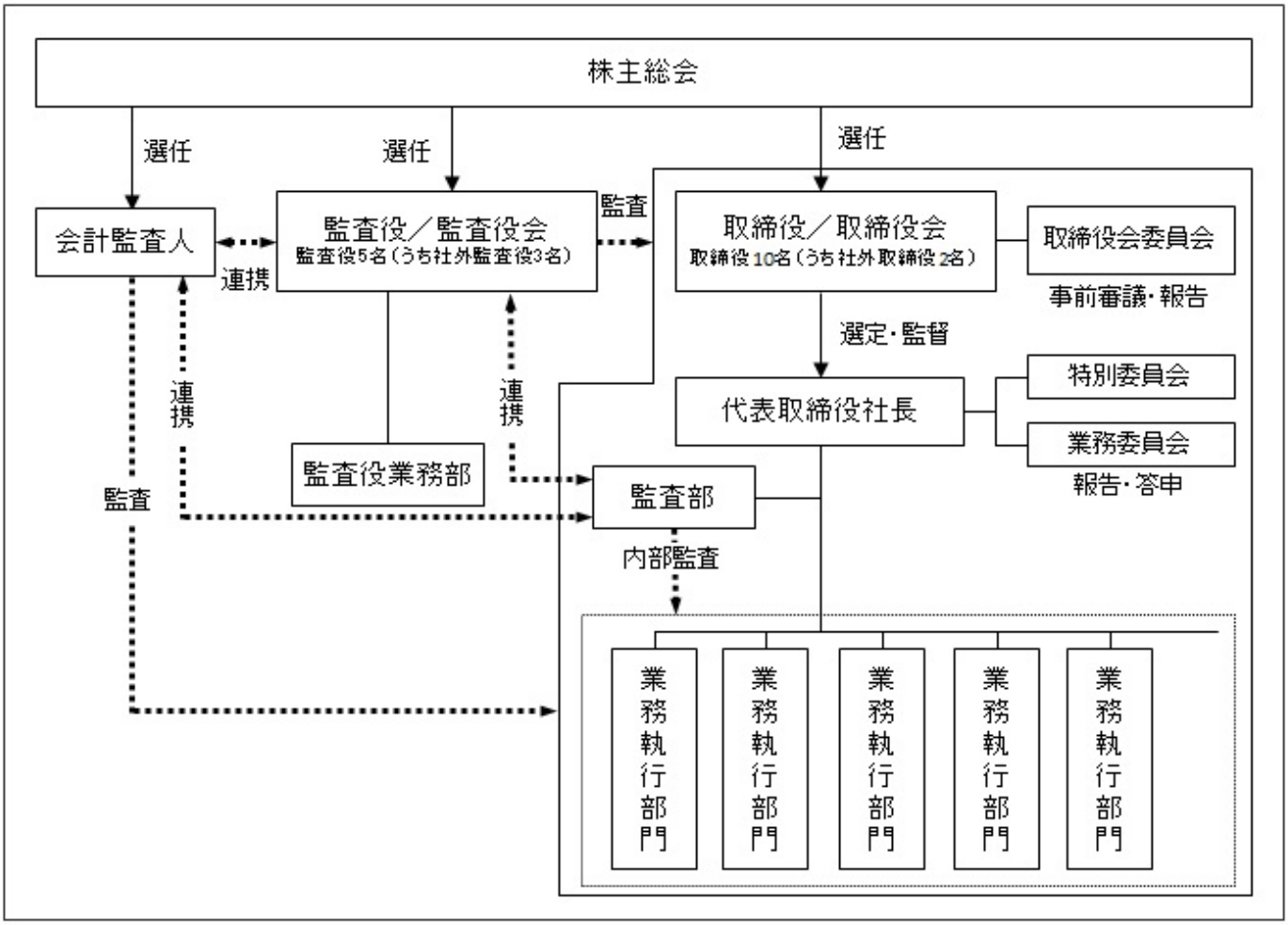
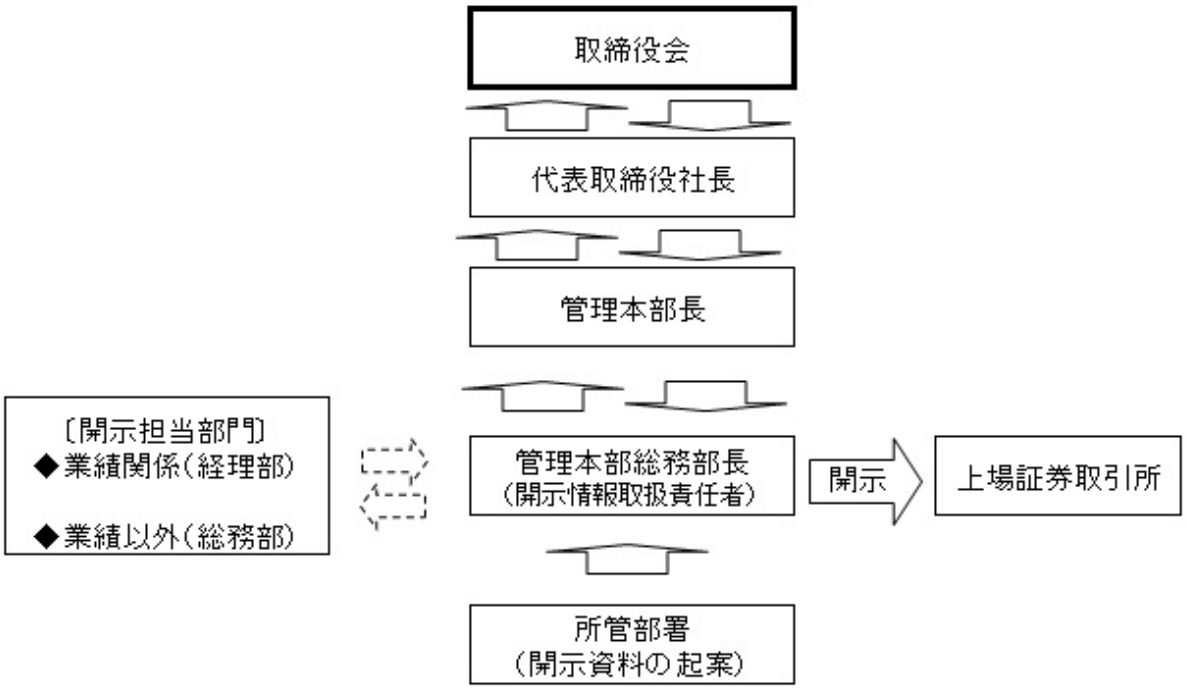
【参考資料：適時開示体制の概要模式図】